居宅介護支援事業運営規程

医療法人　中沢会

指定居宅介護支援事業所

けやき苑居宅介護支援センター

（事業の目的）

第１条　　医療法人中沢会（以下「本会」という。）が設置するけやき苑居宅介護支援センターは、介護保険法の理念に基づき利用者がその有する能力に応じ自立した生活が送れるよう、適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営方針）

第２条　　本事業は、利用者が要介護状態等となった場合においても可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行うものとする。

２　　利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき、介護給付等対象サービス以外の保険医療サービスまたは福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等も含めて総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行う。

３　　利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービス等が特定の種類または特定の事業者に不当に偏ることのないよう、公正、中立に行う。

４　　事業の運営に当たっては、関係行政機関、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との綿密な連携を図り、総合的な支援に努める。

（事業所の名称等）

第３条　　名称及び所在地は次のとおりとする。

（１）名　称　けやき苑居宅介護支援センター

（２）所在地　群馬県前橋市下大島町５９６の１

（職員の職種、員数及び職務内容）

第４条　　けやき苑居宅介護支援センターに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（１）　管理者：１名（常勤兼務）主任介護専門員

ア　管理者は事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理及び居宅介護支援の利用の申し込みに係る調整、業務実施状況の把握その他の管理を、一元的に行うこと。

イ　管理者は事業所の介護支援専門員その他の従業者に運営基準を遵守させるために必要な命令を行うこと。

（２）　介護支援専門員：3名以上。ただし、業務の状況に応じて増員する。なお、当該増員について非常勤の者を充てることができる。

ア　第２条の運営方針に基づく業務にあたる。

（３）　介護支援専門員が他の業務と兼任することは差し支えないが、

介護保険施設の常勤専従の介護支援専門員と兼務することは認められない。

（４）　事務員：（兼務）介護支援専門員の補助の業務にあたる。

（５）　上記の他、介護支援専門員のサービスの取扱いに関する基準は厚生省令第８号第１３号を遵守する。

（営業日及び営業時間）

第５条　本所の営業日及び営業時間は、本会の就業規定に準じて定めるものとする。

（１）　営業日は月曜日から金曜日までとする。ただし、必要に応じ土曜日、祝日営業あり。１月１日から１月３日までを除く。

（２）　営業時間は、午前８時３０分から午後５時１５分までとする。

（３）　上記の営業日、営業時間の他、電話等により常時連絡が可能な体制とする。

（居宅介護支援の提供方法）

第６条　介護支援専門員は身分を証する書類を携行し、初回訪問時及び利用者若しくは家族から求められたときは、これを掲示するものとする。

２　居宅介護支援の提供を求められたときには、利用者の被保険者証により被保険者資格と要介護認定等の有無、認定区分と要介護認定等の有効期間を確かめる。

３　要介護認定が行われていない場合は、被保険者の意思も踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

４　要介護認定における市町村の委託調査については、調査の留意事項に精通し、利用者に対し公正、中立で正確な調査を行う。

５　要介護認定の更新申請は、現在の要介護認定等の有効期間が満了する１ヶ月前には行われるよう必要な援助を行う。

６　利用者から相談を受ける場所は、利用者の居宅若しくは利用者の指定する場所又は事業所内の相談室とする。

７　使用する課題分析票の種類は、国の示した標準課題分析項目をすべて含む様式を使用する。

８　サービス担当者会議の開催場所は、当事業所以外にも臨機応変に設定する。

９　事業所の介護支援専門員は、継続的に利用者の居宅を訪問し、利用者の近況及び居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、利用者の相談にのるものとする。

１０　本所は、以下のいずれかに該当するような正当な理由がなく業務の提供を拒否してはならない。

ア　正当な理由とは、法第２４条第２項に規定する介護給付サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態等の程度を増進さ

せたと認められるとき。

イ　偽り、その他不正の行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき。

ウ　以上のいずれかに該当する場合には、遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知する。

（居宅介護支援の内容）

第７条　　居宅介護サービス計画の作成

（利用者等への情報提供）

ア　居宅介護サービス計画作成開始にあたっては、利用者及び家族に対して当該地区における指定居宅介護サービス事業者等の名簿、サービス内容、利用料等の情報を提供し、利用者または家族がサービスの選択を可能となるように支援する。

（利用者の実態把握）

イ　介護支援専門員は、居宅サービス計画作成にあたって利用者の有している能力、提供を受けているサービス、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むために解決しなければならない課題を把握しなくてはならない。

（居宅介護サービス計画の原案作成）

ウ　介護支援専門員は、把握された課題並びに利用者、家族の希望に基づき、当該地域における介護給付等の対象サービスが提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標、達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ居宅介護サービス計画の原案を作成する。

（担当者会議）

エ　介護支援専門員は、居宅介護サービス計画の原案に位置づいたサービス担当者の会議を招集することにより、当該居宅介護サービス計画の原案内容について、担当者より専門的な見地から意見を求めるものとする。

（利用者の同意）

オ　介護支援専門員は、利用者またはその家族に対し、サービスの種類、内容、費用等について説明し、文書により同意を得る。

２　サービスの実施状況の継続的な把握、評価

介護支援専門員は、居宅介護サービス計画作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅介護サービス計画の実施状況、利用者の現状における課題把握を行い、必要に応じて居宅介護サービス計画の変更、指定居宅介護サービス事業者等との連絡調整、その他便宜の提供を行う。

３　介護保険施設の紹介

ア　介護支援専門員は、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと認める場合、または利用者、家族が介護保険施設への入

院、入所を希望する場合には、介護保険施設の紹介その他の便宜を提供する。

イ　介護支援専門員は、介護保険施設等から退院、退所しようとする要介護者等からの依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、予め居宅サービス計画の策定等の援助を行う。

（通常の事業の実施範囲）

第８条　通常の事業の実施範囲は、前橋市、伊勢崎市、玉村町、高崎市とする。

（利用料等）

第９条　　居宅介護サービス計画費のうち、１０割給付のもの以外については、介護報酬に規定された額と同額とする。

２　　通常の事業の実施地域以外から利用者の要請があったときは、利用者の同意を得て指定居宅介護支援を行う場合に要した交通費の実費を徴収する。

（法定代理受領サービスに係る報告）

第１０条　指定居宅介護支援事業者は、毎月市町村に対し、居宅介護サービス計画において位置づけられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスに関する情報を記載した文書を提出する。

２　　指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置づけられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費又は特例居宅支援サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。

（利用者の対する居宅介護サービス等の書類の交付）

第１１条　利用者が、他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、その他利用者からの申し出があった時には当該利用者に対し、直近の居宅介護サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

（秘密保持）

第１２条　けやき苑居宅介護支援センターの介護支援専門員やその他の職員は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を洩らしてはならない。またその必要な措置を講ずる。

（その他運営に関する留意事項）

第１３条　本事業の社会的使命を充分認識し、常に職員の資質向上を図るために研修の機会を下記のとおり設ける。

（１）採用時研修　　採用後３ヶ月以内

（２）継続研修　　年２回

居宅介護支援事業所は、介護支援専門員等の資質の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当 該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務態勢を整備する。 また、研修受講後は記録を作成する。

(1) 虐待防止に関する研修年１回
(2) 権利擁護に関する研修年１回
(3) 認知症ケアに関する研修年１回
(4) 自然災害、感染症に関する研修年１回

２　事業所の会計は他の会計と区別し、毎年４月１日から３月３１日の会計期間とする。

３　事業所の運営規程の概要、介護支援専門員、その他職員の勤務体制、サービスの選択に必要な重要事項を見やすい場所に掲示する。

４　利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに保険者、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

ア　利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

５　本所では、設備、備品、職員、会計に関する諸記録の整備を行う。また、居宅サービス計画、サービス担当者会議、その他の指定居宅介護支援計画に関する記録を整備するとともに、完結の日から２年間保存しなければならない。

６　この規定に定める事項の他、本事業の運営に関する重要事項は、本会が別に定めるものとす
る。

（虐待の防止に関する事項）

第 14 条　事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1)　虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る
(2)　虐待防止のための指針の整備
(3)　虐待を防止するための定期的な研修の実施
(4)　前 3 号に掲げる措置を定期的に実施するための担当者の設置

2.　事業所は、サービス提供中に、当該事業所又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、

速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）
第 15 条　事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
２　　事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
３　事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）
第 16 条　事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
（１）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
（２）事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
（３）事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（身体拘束等の原則禁止）
第 17 条　事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（苦情・ハラスメント処理）
第 18 条　事業所は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた 指定居宅サービス等（第４項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用 者又はそのご家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な 措置を講ずるものとする。
２ 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第２３条の規定により市町 村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問 若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は 助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

３　事業所は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着 型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し 必要な援助を行うものとする。
４　事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体 連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健 康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な 改善を行うものとする。

（付則）
この規定は、令和６年４月１日から施行する。